

議 会 報 告

【東海村議会 日本共産党】
〒319-1192 東海村東海3-7-1 電話 029-282-1711



電話284-0761

大名美恵子 議員 4期

議会運営委員会
文教厚生委員会
原子力問題調査特別委員会
議会活性化特別委員会



電話282-0229

川崎 篤子 議員 2期

総務委員会
原子力問題調査特別委員会
議会報編集委員会



一人ひとりが大切にされる村政に

平和のうちに健康で安心して生きる社会の確立は、地方行政運営においても大前提となるものです。それを保障しているのが日本国憲法です。ところが安倍首相は、国会での議論や国民の声を無視して、アメリカに戦争立法の成立を約束し、5月14日、平和と憲法9条を壊す戦争立法関連の11法案を「閣議決定」し、翌日には、国会に提出してしまいました。子々孫々の生きる社会も、戦争とは無縁の平和な社会として残せるよう、今を生きるみんなが力を合わせ、法案を廃案にしなければと心新たにしています。3月定例議会では、2015年度予算や条例改定等の審議、代表・一般質問が行なわれました。一端をご報告いたします。

教育への政治介入に

道を開く

地方教育行政に関する法「改正」は認められない

2014年6月13日、教育への政治介入に道を開く法律の「改正」案が、自民、公明などの賛成で可決・成立しました。日本共産党、民主党などは反対しました。そして今年4月1日、この「改正」された法律が、施行となりました。

憲法に定められた「基本的人権の尊重」「平和主義」「民主主義」などは、教育の現場でこそ実現されるべきですが、この中で要になるのが「教育の政治的中立」です。

今回の法律改定の柱は、「教育委員長と教育長を、新教育長に一本化する」「首長が教育政策の方針、大綱を策定する」「教育委員会から教育長の指揮監督権限を奪い、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップに据える」この3点です。

首長の判断で、大綱に愛国心教育（国民統合を強めるための内心への介入と支配）にふさわしい教科書を選択することや、学力テストの結果公表（平均正答率の学校別結果などの公表）など、教育委員会の専権事項についても記載することが可能になります。まさに変えてはならない部分の法律改定が行われました。

時の国家権力によって教育の中身が左右されてはならない、子ども達の教育を受ける権利を保障するためにこそ教育がなされなければなりません。

しかし、首長が教育大綱を策定し、首長が直接任命する新教育長が教育委員会のトップというのでは、教育の政治的中立性が保たれない危機にさらされます。

大名美恵子議員は、山田村長に「法改定後も、教育のことは、教育委員会や学校現場にゆだねるよう」質しました。

村長は、「学校現場をよく知っているのは教育長はじめ教育委員会です。十分尊重したいと思う」と述べました。

助成制度打ち切りや、

マイナンバー制度導入は認められない

2015年度一般会計予算

川崎篤子議員は、2015年度一般会計予算に反対する討論を行いました（要点抜粋）。

「本予算には、高齢者への助成事業を打ち切ることによる新たな負担を強いる内容が含まれています。まさに安倍政権の社会保障の自然増の削減を復活させた予算の手法をそのまま受け入れたと言わざるを得ません。」

その1つは、通所系サービス食事負担助成事業です。新年度から廃止のため、約1000万円の削減です。

2つ目は、在宅サービス利用料助成事業です。約5000円を削減しつつ、1500万円を拡充策としていきます。

3つ目は、後期高齢者サポート事業です。当初、後期高齢者医療

2015年～2017年の介護保険

- ① 1号保険料が高齢者人口増などにより引き上がり、それに伴って2号保険料は下がる。（本村の1号保険料5000円/月）
- ② 介護報酬がマイナス2.27%と2003年に続く大幅削減。
- ③ 地域包括ケア体制の推進として要支援者を給付から締め出し、特養ホームへの入所を要介護3以上に限定する。
- ④ 利用者2割負担の導入。
- ⑤ 低所得者が介護施設を利用する場合に、食費、居住費を軽減する補足給付の縮小・打ち切り、など。

村の支援で専門的ケアを

大名美恵子議員は、介護保険の大改悪に伴い、要支援者のサービスの質が村の責任となり、専門家のケアから外される人が出る問題を質しました。「要支援者の重度化が心配。全員が専門家による必要サービスを受けられるようにはできないのか」。

福祉部長は、「ケアマネジャー、家族、利用者で協議する」と答弁しました。

また、マイナンバー構築による中間サーバー・プラットフォーム利用のための負担金支出は、社会保障・税番号制度の本格実施に向けた導入によるものです。

安倍内閣は、さらにこのマイナンバーを預金口座に適用するとしていきます。個人の資産を把握し、税金や社会保障料の徴収に役立てるといふもので、国や自治体が税や社会保障に関する個人情報管理することには各方面から批判の声が広がっています。また、プライバシー権を守る上からも、その実施には賛成できません。

これは国民の社会保障と税の情報を国が一括管理し、徴税強化、給付抑制を狙うとともに、個人情報漏えいによる成り済まし危険性などが危惧され、導入すべきではありません。



地方創生

暮らし破壊の先のない道を転換し、 本当の再生が求められる

安倍政権は、4月のいつせい地方選挙直前に、緊急経済対策の目玉として2014年度補正予算に盛り込んだ総額4200億円の地方創生の新たな交付金の配分を決めました。

代表質問で川崎篤子議員は、「交付金活用は、消費税増税や円安による物価上昇などに苦しむ村民の生活と、地域経済に対する真の支援になり得る具体化が重要」と、本村の具体化について質しました。

1、庁内推進本部や有識者会議の設置の状況、目的と構成は。
2、地域公共交通車内の広告スペースに村民の参加スペースを設けるとはどんなイメージか。
3、国が示した交付金活用のメニュー例にない事業も可能と思うが、全村民を対象とする事業を検討してはどうか。

村長答弁では、

「庁内推進本部は、2月に立ち上げ、3月には2回目の本部会議を開催。有識者会議は、4月目途に立ち上げたい。

目的は、人口ビジョンと総合戦略の策定段階において、内容の検討。実行段階では、施策の効果検証を担っていただく。また構成は、国要請の住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働組合、マスコミなど産学金労言と多種多様な方々をできるだけ含め、本村は、総合計画審議会委員を加えることを考えている。

地域公共交通には、調査研究委託、路線バスのラッピング、車内広告など350万円を充当予定。

外装は、村のイメージキャラクターイモゾーフアミリーが村内の観光名所を訪問している様子を施し、東海村のPRにつなげたい。車内の広告スペースは、保育所や幼稚園、小学校単位で子供たちの絵画や各種団体の作品を展示し、行政に関する案内、商工会、観光協会をはじめ村民の方々も参加できるスペースとして有効に活用する。

また、来村者に東海村の魅力を伝え、楽しみなから乗車するバス利用者を増やしていきたい。



また、

交付金活用は、仕事づくりや子育て支援の事業を検討し、安心して働き、子育てができる持続可能なまちづくりをすすめるためしっかりと取り組む」と述べました。

川崎篤子議員は、「本村の地域再生活活性化に今必要なのは、暮らしと地域を守ること。アベノミクスは、世界で一番企業が活躍しやすい国に向けて地方をつくりかえ、雇用や医療、農業など国民の生活と権利の規制緩和や撤廃が狙いです。暮らし破壊の道を転換することこそ本村の地方再生である」と強調しました。

戦後70年の節目の今年、東海村60周年

核兵器廃絶宣言の村として核兵器の 廃絶を目指す積極的姿勢を示すべき

安倍首相は、憲法改定は自民党の結党以来の目標だと公言し、憲法9条を焦点とした改憲への執念をあらわにしています。過去の侵略戦争と植民地支配を肯定、美化する立場に、首相をはじめ閣僚のほとんどが身を置き、歴史を偽造するののかとの批判と懸念を呼んでいます。今、「海外で戦争する国づくりを許すな」と国民共同の闘いが全国に広がっています。

川崎篤子議員は、「戦後70周年の今年を、日本国民の平和と民主主義への願いが真つすぐ届く政治に転換する年にしていくために、東海村60周年に合わせて平和を願う記念事業を行ってはどうか。今年原爆パネル展は、図書館での展示とあわせて、多くの村民の目に触れる役場庁舎内を活用し、核兵器の廃絶を目指す姿を示すべきです。」

事業の開催に当たっては、広報や屋外放送、チラシなど積極的な周知が重要」と、核兵器廃絶宣言の村にふさわしい姿をもとめました。

総務部長は、「本村の平和事業は、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会の活動の一環として平成22年度と平成24年度に役場庁舎で広島・長崎原爆パネル展を開催、近年は図書館でも原爆パネル展を開催しています。また、教育委員会では毎年、小中学生が平和大使として広島市を訪問し、平和祈念式典に参加して

います。平和首長会議、そして日本非核宣言自治体協議会では、戦後70周年あるいは被爆70周年を契機とした平和事業の展開が予定されています。

一方、原子力平和利用推進・核兵器廃絶宣言の村である本村としては、これらの加盟自治体と連帯感を持ちながら、これらの事業を通して被爆・戦争体験を継承するとともに、原爆パネル展の開催や平和大使の派遣を継続して実施するなど核兵器廃絶に向けた住民意識の高揚に努めます。役場庁舎の活用は、パネルは役場庁舎の1階売店と税務課の間のスペースを考えています。また、周知は、広報「とうかい」や村公式ホームページへの掲載により図つていききたい」と答弁しました。

産廃最終処分場の 現状と課題は何か

(有)東新産業(現在は会社を清算)が、素掘り埋め立て
☆27年度、県と村で廃止措置の手續きに向け動き出します(村答弁)

本処分場は、当時の(有)東新産業が、借地を素掘りして産廃5品目を埋め立てたのち、平成18年ごろ一方的に会社を清算し、法に基づき処分場の廃止措置が行われていません。

この問題は、「廃止措置を行わずに会社を清算するという事例で、許可者である県に負うべき責任はない」と言い、廃止措置の責

任の所在が不明でした。

処分場敷地の一部に村有地を貸している村は、県に水質検査と廃止措置の取り組みを要求し、これまでの水質検査の結果では、表層水のホウ素が安定しない(県基準に満たない。法基準はクリア)と言われてきました。



大名美恵子議員は、現状と今後の課題について質しました。

村民生活部長 「現在、東新産業が設置した観測井戸3地点のうち、2地点を茨城県が年1回検査しています。近年は廃止措置に向けて県も前向きになり、協議を進めています。

安定型処分場の廃止基準では年2回の検査が義務づけられており、かつ2年間連続して水質基準を満たす必要があるため、平成27年度からは3カ所全ての観測井戸を茨城県が6月頃に、半年後に村が検査を行うことで、年2回の検査実施を確認しています。

廃止措置の手續に向け、やっと27年度に動き出します。現在、完了への見通しは示せないが、今後茨城県と協議を重ね、可能な限り早期に地権者へ土地が返還できるように努めます。

大名美恵子議員は、「ホウ素が何年も安定しない場合、県や村は検査を続ける意向があるのか」質しました。

村民生活部長は、「行政の責任として続ける」と答えました。

定住自立圏構想は、 道州制、市町村合併 につながるのか

本村が所属する県央地域首長懇話会が進める定住自立圏構想について、大名美恵子議員は、「本構想は、中心市を決め、生活基盤整備を集中し、それらの施設を周辺市町村に利用させる構想と言われるが、一方で圏域が設定されることから道州制への布石、第2の市町村合併との懸念も聞かれます。中心市となる水戸市は、第6次

総合計画基本計画の中で、『継続性を持つ将来都市像、政令指定都市を展望した広域合併の取り組みを推進する』と明らかにされているなか、村長の『合併は全く考えていない』との考え方が保障されるのか」と質しました。

村長は、「定住自立圏は圏域の市町村が連携協力することにより、それぞれの市町村が持つ機能を互いに享受しようというメリットを生かしていく取り組みです。市町村合併とは全く別に切り離しています」と述べました。

大名美恵子議員 「構想を進める過程で、別枠で合併の呼びかけがあった場合、合併を拒否する決意をお聞きします」。

村長は、「将来的にも高橋水戸市長から合併の勉強会など、打診があったとしても、私はそれについてはお断りすることです」と、明言しました。

